

令和8年度 CDR クレジット創出促進事業

募集要項

本募集要項では、東京都内に事業拠点を有する企業(以下、「都内事業者」という。)のCDRクレジットの創出を促進するための実証事業を行う事業者を募集します。

募集の概要 (詳細は次頁以降を参照)

1. 事業の目的

「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO₂の排出削減の取組に加え、大気中のCO₂を人為的な活動により取り除き、地質・陸域・海洋・製品などに長期貯蔵する取組(以下、「CDR」という。)も不可欠です。そのため、「CDR クレジット創出促進事業」(以下、「本事業」という。)では、カーボンクレジットを活用してCDR技術の事業化を図る都内事業者を支援することで、CDR クレジット創出・取引の活性化及び都内事業者のCDR分野における競争力強化を図ることを目的としています。

2. 事業の概要

本事業では、CDRに関する優れたアイデアや技術等を有する都内事業者を公募・選定し、CDRクレジットの創出に向けたビジネスモデル創出の実証事業や方法論策定・改定のための取組に係る経費の負担や、運営事務局による伴走支援を実施します。

3. 募集対象となる事業者

東京都内に本店又は主たる事務所・事業所を置く中堅・中小事業者、スタートアップであること。

4. 募集する実証事業のテーマ

本事業では日本国内で実施するCDRクレジットの創出に資する実証事業・方法論策定事業を対象とします。また、事業者の公募は、①クレジットを活用したビジネスモデルの構築、②新規方法論の策定等の2区分で実施します。対象となるCDRは、既にクレジット化の方法論が存在するもの、未策定のものいずれも対象とします。

5. 応募方法

次頁以降の詳細情報を確認の上、別添の申請書を企画提案書とともに電子メールで提出

応募受付期間：令和8年5月18日(月曜日)～令和8年6月26日(金曜日)

6. お問い合わせ先・応募書類提出先

CDRクレジット創出促進事業 運営事務局 (ポストン コンサルティング グループ合同会社)

メールアドレス：Tokyo_Carbon_Re moval@bcg.com

1. 本事業について

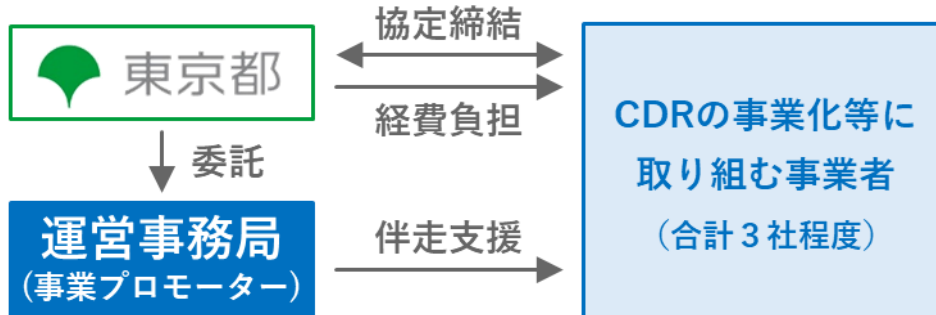
(1) 本事業の目的

「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、CO₂の排出削減の取組に加え、大気中のCO₂を吸収し、除去する取組も不可欠です。そのため、「CDR クレジット創出促進事業」(以下、「本事業」という。)では、カーボンドレジットを活用して CDR 技術の事業化を図る都内事業者を支援することで、CDR クレジットの創出・取引の活性化及び都内事業者の CDR 分野における競争力の強化を図ることを目的としています。

(2) 本事業の概要

本事業では、CDR に関する優れたアイデアや技術等を有する都内事業者を公募・選定し、CDR クレジットの創出に向けた実証事業に対して、事業に係る経費の負担や、運営事務局による伴走支援を実施します。

(事業スキーム)



2. 募集の内容

(1) 募集対象事業者（応募要件）

対象事業者は、次に掲げるすべての事項を満たす企業であることとします。

- ① 技術系 CDR または自然系 CDR のいずれかの分野において、国内での CDR クレジットの創出につながる事業（吸収・除去ソリューションの開発・提供、吸収・除去の実施、吸収・除去量の可視化、クレジット認証支援、クレジット方法論の新規策定または既存方法論の改訂 等）を展開する事業者であること。
- ② 原則として都内に本店又は主たる事務所・事業所を置く中堅・中小事業者、スタートアップであること。
 - 「都内に本店又は主たる事務所・事業所を置く」とは、都内に本店又は支店登記がなされていることを指します。
 - 本事業における中堅企業とは、産業競争力強化法で定義される「中小企業者を除く従業員数 2,000 人以下の企業」とします。
 - また、中小企業については、中小企業基本法の定義に基づきます。例えば製造業の場合、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業が該当します（その他の業種は中小企業庁 HP 参照）。
 - なお、本事業では革新的なアイデアや技術を駆使して成長を目指すスタートアップも対象となります。
- ③ 実証事業期間中、あるいは実証事業期間終了後数年以内に、CDR クレジットの創出を実現するための、具体的な道筋を示していること。

- ④ CDR クレジットの創出につながる実証事業の実施能力を有するとともに、クレジットの創出を実現し、幅広い社会実装を成し遂げる明確な意思があること。
- ⑤ 財務状況が健全であり、実証事業に必要な資金を調達できる見込みがあること。
- ⑥ 定期的な進捗報告、成果報告会への出席等、必須のプログラムに取り組むこと。
- ⑦ 採択事業に関する情報や実証事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く）。
- ⑧ 同一事業期間内に、同一の実証事業に対する国や他の地方自治体からの委託や助成を受けていないこと。
- ⑨ 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- ⑩ 反社会的勢力、又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- ⑪ 会社再生法に係る更生手続の申立てや民事再生法に係る再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑫ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ⑬ 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑭ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の支援先として適切でないと判断される業態を営んでいないこと。

(2) 募集する実証事業

本事業では、CDR クレジットの創出・取引の活性化に資する実証事業を募集します。

- 本事業における「CDR クレジット」とは、大気中の CO₂を人為的な活動により取り除き、地質・陸域・海洋・製品などに長期貯蔵する取組（CDR）¹によって生み出される環境価値を認証したカーボンクレジットとします。
- 「大気中の CO₂を人為的な活動により取り除き、地質・陸域・海洋・製品などに長期貯蔵する取組」とは具体的には大気から炭素を除去する既存の自然プロセスを強化する方法、化学的または工学的プロセスを用いて大気から直接 CO₂を回収し、貯蔵する方法²が挙げられますが、採択対象となるテーマはこれらに限定されません。

本公募は①クレジットを活用したビジネスモデルの構築、②新規方法論の策定等の2区分で実施します。

- いずれの区分においても、既にクレジット創出が行われている技術・手法、今後クレジット化を目指す技術・手法のいずれも対象とします。
- ②の新規方法論の策定等の区分については、既存の方法論の改訂も含めるものとします。クレジット制度運営者が方法論の策定を円滑に進めるために必要な情報の整理、運営者の検討支援を行うことを想定しています。

¹ IPCC (<https://www.ipcc.ch/sr15/chapter/glossary/>)

² IPCC (<https://www.ipcc.ch/sr15/faq/faq-chapter-4/>)

- 「必要な情報」とは例えば、吸収除去技術の取組内容の技術的・理論的なエビデンス、吸収除去量の定量化方法、我が国の GHG 削減へのインパクト、国内事業者への展開可能性等が、申請対象とするクレジットの種類・発行体によって異なります。

•
 なお、実証事業の実施場所の制限はありません。実施場所は応募事業者の責任により選定・確保するものとします。

実証事業は、書類及びプレゼンテーションによる審査を経て、計 3 件程度の採択を予定しています。審査にあたっては、クレジット創出拡大の時間軸（短期/中長期）や技術・手法の観点で多様なテーマ、その他過去の吸収除去系クレジット創出促進事業で採択したテーマと類似していない提案を採択するように考慮致します。

(3) スケジュール

本事業は以下のスケジュールでの実施を予定しています。なお、実施スケジュールは事業の進捗等により変更となる可能性があります。



① 実証事業の準備 令和 8 年 8 月上旬 ~ 8 月下旬 (予定)

- 採択事業者は、本事業の目的が効果的に達成できるよう、「実施計画書」を作成します。
- 実証事業に係る必要な機材やシステム等の手配、協力企業等との調整を行います。準備が整った採択事業者から、実証事業を開始します。
- 実証事業の準備・実施において、各採択事業者のニーズに応じて、運営事務局の助言を得ることができます。詳細は、採択後に採択事業者と協議のうえ決定します。

② 実証事業の実施 令和 8 年 8 月下旬 ~ 令和 10 年 12 月 (予定)

- 実証事業を実施するとともに、都及び運営事務局が行う事業成果の広報及び PR (中間報告会等) に参加します。
- 運営事務局が実証事業の進捗を管理、支援するとともに、必要な助言を行います。

③ 実証事業終了後の成果報告・情報発信 令和 11 年 1 月 ~ 3 月 (予定)

- 事業成果の広報及び PR (最終報告会等) を実施します。

④ その他

- 採択事業者は、運営事務局が開催する各種報告会等に参加するほか、本事業の広報活動や PR に積極的に協力するとともに、事業成果を自主的・積極的に広く周知していただきます。

(例：ウェブサイトへの情報掲載、参加者による自社プレスリリースの発信、各種イベント等における発表等)

- 採択事業者は、月一回程度の頻度で、運営事務局に対して実証事業に関する進捗状況の報告を行ってください。報告方法は、書面の提出、会議の実施による報告などの組み合わせを予定しています。
- 採択された事業の情報や、実証事業の写真・動画を都が広報に利用する場合があります（機密情報、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く）。

(4) 応募方法

本事業への参加を希望する事業者は、以下の応募受付期間内に、申請書と企画提案書を運営事務局宛てに電子メールにて送付してください。

応募受付期間：令和8年5月18日 ～ 令和8年6月26日 正午

提出先：CDR クレジット創出促進事業 運営事務局 (ポストン コンサルティング
グループ 合同会社)

メールアドレス：Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com

提出書類

書類	様式
申請書	別添の申請書のフォーマットをダウンロードし、必要項目を記入してください。
企画提案書	様式は自由、表紙を含め 20 枚までとし、PDF 形式で 8MB 以内を目途に作成してください。なお、別紙にて補足資料等を提出することは可能ですが、提案の主要な内容は企画提案書本体に記載してください。 企画提案書は、 後述の審査会で用いるプレゼンテーション資料として使用する ことを想定して作成してください。 企画提案書に記載する内容については、別紙 1「企画提案書に記載する内容」をご確認ください。

留意点

- 1 社が複数事業を応募することは可能ですが、その場合には事業毎に企画提案書を提出してください。
- 審査に必要な情報等を確認するため、運営事務局より追加での情報提供を求める場合があります。ご了承ください。

3. 審査

(1) 採択事業者の選定方法

採択する事業者は、提出書類の事前審査及び外部有識者等で構成する審査会におけるプレゼンテーション審査の結果により決定します。

- 審査会は令和 8 年 7 月 14 日 (仮)の開催を予定しています。※日付は要ご相談
- 審査会では、プレゼンテーションを行っていただきます (原則として事業責任者による発表をお願いします)。
- なお、審査会は、提出書類に基づく事前審査に合格した企業のみが参加できます。審査会への参加可否、および実施場所と日時については、個別に連絡を行います。

(2) 審査項目

事前審査および審査会では、以下の観点に基づく評価を行います。

大項目	中項目
1. 事業の有望性・革新性	新規性 <ul style="list-style-type: none">• 新規性/独自性が高い提案であるか 競争力 <ul style="list-style-type: none">• 既存手法と比較した優位性があるか 吸収・除去のポテンシャル <ul style="list-style-type: none">• 将来的に創出される除去量・クレジットのポテンシャル拡大が見込まれるか 事業性 <ul style="list-style-type: none">• クレジット創出コストの削減や収益拡大に資する技術・手法か
2. 実現可能性	成果の確実性 <ul style="list-style-type: none">• 実施方法、スケジュール、財務・資金繰り等の事業計画が実現可能なものであるか 普及可能性 <ul style="list-style-type: none">• 実証を目指す事業 (技術、ビジネス、方法論等) が、多くの国内事業者等に活用できるものとなっており、幅広く普及することが期待できるか
3. 協定事業者としての適格性	関連事業の実績 <ul style="list-style-type: none">• CDR 技術またはクレジット事業に取り組んだ実績があるか• CDR クレジットの創出につながる事業の実施能力を有しているか 実施体制 <ul style="list-style-type: none">• 実証事業における担当者の人数、投入時間は確保可能か、経営者のコミットメントが得られているか• 十分な能力を持った従事者が、十分な量の業務時間を当てられるか。不足スキルは外部連携可能か等

4. 協定の締結（協定金の支払い）

採択された事業者は、都と実証事業の実施に係る協定を締結していただきます。実証事業に係る経費は、協定に定める範囲内で、都から事業者に協定金として支払います。協定金の上限額等は以下のとおりです。なお、対象経費等の詳細は、協定に基づき決定します。

① **都は、採択事業者に対して最大 5,000 万円を支払います。**

※協定金の支払い上限は、令和 8 年度 1,000 万円、令和 9 年度 2,000 万円、令和 10 年度 2,000 万円とします。

- 実証事業に要する経費について、毎年度、採択事業者が都に対して報告します。
- 都の規定や基準に基づき、報告された経費を審査の上、適正な支出と認められた範囲で協定金の支払いを行います。

② **支払いは、実証事業の期間中、事業終了後の計 3 回に分けて行います（令和 8 年度分の経費について令和 9 年 5 月頃、令和 9 年度分の経費について令和 10 年 5 月頃、令和 10 年度分の経費について令和 11 年 5 月頃の支払いを予定しています）。**

- 各年度の対象経費は、当該年度の 3 月 31 日までに契約、履行が完了した経費が対象となります。例えば令和 8 年度に履行した経費を、令和 9 年度分の経費に含めることはできません。

③ **協定金の対象となる経費は、別紙 2「協定金の対象となる主な経費」に掲げる経費のうち、以下の全ての条件に合致するものです。**

- 実証事業を実施するために必要な経費
- 支援対象期間内に契約、履行または取得、支払いが完了した経費
- 使途、単価、規模等の確認が可能であり、本実証事業に係るものとして明確に区分できる経費

④ **以下に該当する経費は、上記③に関わらず協定金の対象外となります。**

- 間接経費（消費税その他租税公課、振込手数料、利子、光熱水費、日当、飲食費及び収入印紙等。ただし、都の事前承認を受けたものを除く。）
- 実証事業の関係の有無にかかわらず、資産性のある機器・備品等の購入にかかる経費
- 複数年度にわたり継続する契約で、契約の履行と経費の支払いが年度をまたぐ経費
- 契約書、発注書、納品書、領収書及び振込明細書等の帳票類に不備がある経費
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- 2 か年度以上にわたり実施する契約に係る経費で、年度ごとに区分できない経費
- その他、実証に係る経費として適正ではないと都が判断する経費

5. 留意事項

① 以下の場合、審査対象外とします。

- 応募内容に不備がある場合
- 応募に際し虚偽の情報を記載し、そのほか運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- 募集要項が定める事項を満たさない場合
- その他、都が不適切と判断する場合

- ② 応募にあたってご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都、運営事務局、審査員にて本事業に必要な範囲で利用、共有されます。また、応募情報を事前の承認なく、都、運営事務局、審査員以外の第三者に提供することはありません。
- ③ 審査経過・審査結果に関するお問い合わせには応じられません。
- ④ 本事業への参加が不適切であると都及び運営事務局が判断した場合には、途中で辞退いただく場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 実証事業の実施は、関係法令等を遵守し、採択された事業者の責任で行ってください。実証事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、採択された事業者がその費用を負担してください。
- ⑥ 本事業の審査会、成果報告会への参加費用は無料です。ただし、交通費・通信費等は参加者の自己負担となります。
- ⑦ 本事業では広報を目的とした審査会、実証事業の風景及び成果報告の撮影を実施します。なお、撮影及び映像の使用にあたっては、採択事業者の同意を得ることとします。

6. お問い合わせ先・応募書類提出先

CDR クレジット創出促進事業 運営事務局 (ボストン コンサルティング グループ合同会社)

メールアドレス : Tokyo_Carbon_Removal@bcg.com

【別紙 1】 企画提案書に記載する内容

- 企画提案者のミッション・ビジョン、戦略
- CDR クレジット関連事業の概要
 - 事業の背景、ゴール、戦略、自社の優位性、事業の重要性 等
- 事業の幅広い社会実装に向けたロードマップ
 - 事業化の目標年次
 - マイルストーン
 - 過去の取組と今後の計画
 - 今回提案する実証内容の位置づけ 等
- 実証事業の提案
 - 目的、ゴール設定
 1. 目指すゴール
 2. 今回応募する実証事業が、クレジット創出の実現に向けての課題や阻害要因をどのように解決するのか、どのような位置づけにあるのかがわかるよう記載してください
 3. 今回実証事業を通して実現するイノベーションや社会変革、社会の将来像はどのようなものか、関連する社会的背景等も含めて、簡潔に記載してください
 - 提案する実証事業の内容、方法
 1. 実証事業の領域 (以下の区分のいずれかを選択し、明記してください)
 - 区分①：クレジットを活用したビジネスモデルの構築
 - 区分②：新規方法論の策定等
 2. ビジネスモデルや事業スキーム
 3. 実証したい事項、実施内容
 - (共通)
 - 課題、解決のための仮説、検証方法 (いつ、どこで、誰が、どのように検証するか)、成果指標 等
 - 実証事業を実施するにあたり、想定される課題、その解決方法を含めてください
 - 実証事業を実施する自社の能力、競合他社に対する競争優位性
 - (区分① ビジネスモデル)
 - 既にクレジット創出が行われているテーマの場合は、実証事業期間中および終了後にどの程度のクレジット創出の実現が可能か、ビジネスモデルが横展開する仕組みを記載すること
 - 今後クレジット化を目指すテーマの場合は、将来的なクレジット創出までの具体的なステップ、ビジネスモデル確立時のクレジット拡大へのインパクトを記載すること
 - (区分②：新規方法論の策定)
 - 提案する方法論に関する吸収除去技術の取組内容の技術的・理論的なエビデンス、吸収除去量の定量化方法、我が国の GHG 削減へのインパクト、国内事業者への展開可能性等を記載すること
 - 方法論の策定に向けて取得が必要なデータ・取得方法を明確にすること

- クレジット発行体における方法論承認までの具体的なステップを記載すること

- 工程計画・実施体制
 - 実施スケジュール
 - 実施場所や期間
 - 実証事業の実施にあたり連携する事業者や行政機関等があれば、連携内容と調整状況を記載
- 資金計画
 - 想定する本実証事業の費用総額、内訳の計画 (税込)
 - 本事業に必要な資金の調達、資金繰りの計画
 - ※協定金の支払い対象は別途定める費用に限定されます。1 事業あたり上限金額は原則として 5,000 万円とします。また、協定金の支払い上限は、令和 8 年度 1,000 万円、令和 9 年度 2,000 万円、令和 10 年度 2,000 万円とします。

【別紙 2】 協定金の対象となる主な経費

経費区分	内容
人件費	実証事業に直接従事する従業員に対して支払われる給与・賃金 (パート・アルバイトを含む。) ※運営費の支援対象期間開始日より前に雇用した者を含む。
工事費・設備費	実証事業実施のために必要となる施設・機器類の施工・設置費 (納品の際の配送費を含む。)
備品費・ 消耗品費	実証事業実施のために必要となる装置等の購入費 (購入を行う際の配送費を含む。)
委託費	実証事業実施のために必要となる外部の専門業者や企業等への委託費用
賃借料	機器等をレンタル・リースする場合のレンタル・リース料
使用料	実証事業の実施に必要な設備や施設、ツール等の利用料 (初期費用含む。)
印刷製本費	実証事業の実施に必要な資料等に係る印刷製本費

※上記に含まれない経費であっても、実証事業に必要なと認められる経費については協定金の支払いの対象となる可能性があります。具体的な対象範囲は、別途都と採択事業者が締結する協定書により決定します。